

## 判例から見た村八分

森 順 次

## 一 村八分と判例

村八分は共同絶交の一種である。広く共同絶交を意味する外国語にボイコット (Boycott) という言葉があるが、高柳教授の研究によれば、ボイコットという現象は、極めて古い時代から、洋の東西を問わず、存在した。すなわち古代中国の「郷党不齒」、ギリシヤの「オストラシズム」、初期ローマ法の「水と火との禁令」、中世ローマ教会の行った「エクスキュニカチオ」又は「インテルディクチオ」、神聖ローマ帝国が発した「ライヒスアハト」、歐洲中世および中国のギルトが行った「絶交刑」などがそれで、わが国の村八分もその一種にはかならないという。<sup>①</sup>

村八分の語源は、一般に、村落生活における附合いを、元服・婚礼・葬式・普請・火事・病氣・水害・旅行・出産・追善の十の場合と考え、そのうち葬式と火事の二分を除く八分の附合いを拒否することに発すると言われる。尤も、残される二分を婚礼と火事とする説もあるが、類焼を避けるために附合わざるを得ない火事の場合と、仏教思想に基づく葬式の場合とする方が有力である。また封建時代に実際に行われたところでは、八分から軽減されて七分とされた場合もあれば、反対に強化された場合、殊に附加刑として家屋財産の没収を伴ったことさえあるという。名称も、村ハジキ・村ハブキ・村ハズシ・村バネ・村拒絶・不附合い・仲間ハズシ・組ハズシなどを始め、その他にも各地方ごとに種々異った呼び方が

なされている。

こうした村八分は、近世村落における村法上の制裁罰として広く認められ、これを経験しない村は殆んどないと言われる程である。そしてこれが科せられた事由としては、共有林盗伐とか失火とかいう刑事事件に由るものもあれば、また共同作業への不参加や無精という如き村の協同意識への積極的ないし消極的反抗に対するものもあった。かくて法制史学者によれば、

「村八分による絶交制裁は、これに処することに依つて被罰者を有形無形の害悪をもつて懲戒しつつ、その改悛を計る所に目的があり、従つてその達成を見るまでの不定期的制裁である。…一時被罰者の社会性は抹殺されるとしても、その生活権までも奪はず、生郷に止まるを得しめたことは、追放の弊害を、避け自村の害悪を自らの手で匡正し様とする村の自主的な責任觀念の発露というべく、協同体的性格のよき意味の顕現であつたと言ひ得よう。勿論個人の人格の蔑視という弊害は大いに存するけれども、未だ人権思想も発達せず、惣の中に個を没入せしめることに懷疑を抱くには至らなかつた近世村落において、この制裁方法を強く批難することは当らないと思ふ。」とせられる。このように近世村落においては、村八分は適法かつ適当な自治的制裁罰として、是認せられるものであつた。しかしそれは、後期封建と呼ばれる近世村落の封建的政治構造を背景としてのみ言ひうることである。政治構造が変革されて近代の中央集権的国家が成立した後は、あらゆる刑罰権は国家の手に留保せられるために、村の制裁罰としての村八分は、本来存在を許されない「私刑」の一種と化するわけであり、更にまた近代憲法の制定によつて基本的人権が保障せられるに至つた後においては、人権の侵犯として、その存続は許され難いのである。それ故に、後に述べる如く、明治憲法下において、いく多の村八分事件の主謀者が脅迫罪ないし恐喝罪として処断されている。

しかしそれにも拘らず、最近にいたるまで全国のいたるところで、かなり多くの村八分が行われている。法務省人権擁護局の統計によれば、近年、人権擁護委員の取扱つた村八分事件は、昭和三年一三四件、同三三年一二六件、同三四年八一件、同三五年七四件となつている。この数字は人権侵犯事件の類型としては多い部類と言わねばならない。件数が漸

滅しているのは、現行憲法発効後、私人相互間における人権侵犯事件の典型的な且つ悪質のものとして、人身売買と並んで村八分が取り上げられ、その絶滅への努力が重ねられていることが原因と見られるが、他方、村八分はその性質上、人権思想の普及がおくれている僻遠の農山漁村において多く行われる点からみて、この種の委員によって取上げられない潜在的なものも相当あるのではないかと想像されるのである。

こうした村八分を絶滅するためには、村八分が基本的人権の侵犯であり違法であるという認識を確立する必要がある。村八分の中には、被絶交者の側に協調的精神に欠けるなど、何程かの責任のある場合があり、このような場合には人権擁護委員や法務局の保官その他の人達の仲介によって和解の行われることも多いが、和解に際しても、村八分は基本的人権の侵犯であるという判定を基礎とする言わば判定的和解を試みらるべきである。そうでなければ、いつまでも村八分を絶滅することは出来ないであろう。そして、村八分が基本的人権の侵犯であるという認識を確立するにあたっては、何よりも、どのような考え方によって村八分が判例上違法とせられるかを明らかにしておく必要がある。

人権宣言ないし成文憲法に基本的人権の保障が宣言せられている場合、人々はそれだけで人権の保障が完全になされているかの如く考え易い。しかし実際は、その基本的人権について裁判判例がどのような取扱いをしているか、ということの中に、実質的な人権の保障があると言うべきである。イギリスの憲法学者ダイシイは「憲法の一般的諸原則（例えば人身の自由の権利または公の集会の権利）は、イギリスでは、裁判所にも出された特定の諸事件において、私人の諸権利を決定する司法判決の結果である」と述べてイギリスにおける国民の人権が判例の中で確認され、そこに人権保障の具体的な法的手段が示されていることを誇り、「身体の自由権、否その他のいかなる権利でも、それを憲法や権利章典で宣言するだけでは、それが単なる名目上の存在であるという以上に、たいした保障を与えない。身体の自由に対する権利が、実質的にどの程度憲法の一部となつているかを研究しようとする者は、権利の意味と共に、それよりもっと重要な事とし

て、その表現を保障する法的手段が何であるかを考察しなければならない。」と述べている。これはすべての人権についてその侵犯を考究するに当り、判例研究の重要なことを示唆する。村八分によって侵犯される人権は、あらゆる人権の基本にある「人間の尊厳」である。これがわが判例上どのように取扱われているか、殊に現行憲法発効後新な判例上の傾向が現われているか、を以下において検討しようと思う。

- ① 高柳賢三・ポイコット論序説（法学協会雑誌五〇巻一〇号、同・「ポイコット」岩波法律学辞典第四卷二四三三頁。
- ② 法務省人権擁護局報第五号（昭和二八年三月）には「ハチブの根底」と題して、全国各地の旧慣の調査報告がある。
- ③ 石井良助編・日本法制史二九九頁。なお村八分については、滝川政次郎・村八分（日本法制史研究所收）前田正治・日本近世村法の研究、守随一・村ハチブ（山村生活の研究所收）、竹内利美・村の制裁（社会経済史学八の六）、田岡香逸・村八分と追放について（地方史研究一二）などがある。
- ④ 人権擁護局・人権通信第一〇号（昭和三六年五月一日発行）
- ⑤ 昭和三六年二月二日毎日新聞夕刊によれば、最近法務省の人権侵犯事件処理規定が改正され、従来人権侵犯事件は（一）警察官・税務職員等公務員の職務執行にともなう侵犯（二）人身売買・村八分（三）その他公衆の耳目をひく事件、の三類型に分たれていたのを、更に数多くの類型に分ち人権の保護に万全を期すことになったという。
- ⑥ 判例上刑法所定の犯罪とせられるものを、特に「人権侵犯」の問題として取上げる必要はない、ということとは理論上承認できる。しかしある種の人権が、實際上、人権として保障せられる分野は、判例の考察を待たねば明確とならないことが多い。例えば言論自由の人権が實際上人権として保障せられるのは、ある種の言論が名誉毀損として、または脅迫として、処断せられる各種の判例、更に逆に名誉毀損や脅迫に該当せずとせられる各種の判例を通じて、始めてその領域が具体的に明らかになるといえる。その意味で、P. Wittenberg, *Dangerous Words*, 1947（邦訳小西健吉・「危険な言葉」有信堂）がアメリカの判例上、名誉毀損とせられた言論や記事を詳細に分析し体係づけているのは、アメリカにおける言論自由の具体的な内容を示す労作であると言わねばならぬ。勿論、時として判例が法の解釈を誤ったり、その他社会生活の実状に合致しない結論を示すことがあり、その場合には逆に判例に対する厳しい批判が必要であることは言うまでもない。
- ⑦ A. V. Dicey, *Introduction to the study of the Law of the Constitution*, 9th ed. (1952), P. 203.
- ⑧ *op. cit.*, P. 207.

## 二 明治憲法時代の判例の傾向

わが明治憲法は近代憲法の一つであり、また、いわゆるドイツ的立憲君主主義の流れを汲む結果、多少不充分であったとはいえ基本的人権の保障をも規定していた。従って明治憲法の下においても、原則として村八分の如き「私刑」が認められないことは言うまでもないのであって、これを違法とした判例は相当多い。ここでは特に大審院の判例中、重要と思われるものについて概観する。

## (1) 村八分を無条件に脅迫罪に該当するとした例

先ず明治四四年九月五日の判決（大審院刑事判決録一七輯一五二〇頁―栗却）がある。これは村八分を脅迫罪としたリーディング・ケースではないかと思われ、その後の判例に多大の影響を与えているようである。その事案は、Aが商業上失敗して村人達に多大の迷惑をかけたので、村人達がかかる不用意不謹慎なAと交際しないこととし、村人の中のBほか数名（いずれも被告人）が、Aの同情者とみられるCに対して「Aに同情しAの利益を保護せんとする者はAの党与としてこれと交際しない」という通告をなした、というのである。本件では、Bほか数名がCに対して行った通告が脅迫罪を構成するとされたのであって、その判決理由は

「一定の地域における住民が吉凶互に慶弔し寒暑相存問する如きは普通の社交状態なりと雖も法律上交際を強要するの権利存在せざるを以て一人か他人に対して従来継続したる交際を謝絶したりとするも之か為めに其人は権利を侵害せられたるものと謂うべからざるは勿論なり、然れども一定の地域に於ける住民か一定の制裁を以て團結し其一部の人に対して絶交を宣言する行為は是れ疑に其個人を社交団体の外に排斥し其人格を蔑如するの結果を来し人の社会的価値たる名譽を毀損するものなりと謂はざるべからず、原判決に於て判示せる村八分とは紋上の趣旨なれば被告等かCに対して村八分と為す可しと脅迫せるはCを畏怖せしめる目的を以て郷党に於ける交際を遮断するに因りて其名譽に対して害を加うべしと通告したるものに外ならざれば……脅迫罪を構成するや論なし」

と述べている。この判決理由は、明治四四年という古い時代に書かれたにも拘らず、理路整然と一定の地域団体内の村八分が人格の蔑如・名譽の毀損となることを説き、よつてその通告が脅迫罪となる所以を明らかにした、という点で極めて優れていると言ふべきである。ただ本件ではAに対する村人達の交際しない行為（上告理由ではこれも村八分とされている）が不問に付されている点が問題として残るが、上告がB等の行為に関するものであったから、止むを得ないといえよう。本件判決と同様に、村八分が無条件に脅迫罪に該当するとした判例としては、大正二年一月三十一日判決（大審院刑事判決録一九輯一四七頁―棄却）同三年一〇月二十三日判決（新聞九七八号二四頁）などがある。なお隣組において神社の氏子総代に或る人を選挙することを申合せ、この申合せの日に欠席したAに対して同一步調をとるよう要請し、若し之に従わないときは絶交すると同時に配給停止をするという意味の通告をすることも脅迫罪を構成するとされている（昭和一七年九月九日大審院判決・新聞四七九八号五頁）。また脅迫罪ではないが、これに類似するものとして、ある村の区長が区民たる選挙人に対して、自分の推薦する議員候補者に投票しないならば「村バネの扱いを受くるに至らしむべしと通告」することは、衆議院議員選挙法八八条にいう「利害關係を利用し選挙人を威逼するもの」に該当する選挙犯罪である、としたものもある。（大正一三年四月一五日判決・大審院刑事判例集三卷三三八頁―棄却）

更に脅迫罪の成立の要件をなす「害悪の通告」については

「多数の部落民と共に或一二の同部落民に対し絶交の決議を為すも之を被絶交者に通告するに非されは脅迫罪を成立せざることを明かなりと雖、該決議を為すに当り公開の場所に於て之を公行したるときは一般に其決議を周知せしむべき状態に置きたるものと謂うことを妨げざるを以て苟も其の被絶交者に於て告知其の他の方法に依り其の決議を了知したるときは、法律上其の決議の通告を受けたるものと同一の効力あるものと謂はざるべからず」

とした判決（大正一三年二月二六日・大審院刑事判例集三卷八三二頁―棄却）がある。公開の決議がある場合、通告を要し

ないというのは、判例の一つの重要な進歩であり、名判決であると言うべきである。

(2) 違法性を有する村八分の通告が脅迫罪を構成するとした例

これに属する注目すべきものに大正二年一月二十九日の判決（大審院刑事判決録一九輯一三四九頁―破棄差戻）がある。事案は、ある村のある区で、村会議員の選挙に当り区民一同がYを選挙することを約束し、且つこの約束に違反した者はこれを絶交する特約をしていたところ、A・B二名がこの約束に違反して他の候補者に投票したので、Cほか四名（いずれも被告人）が主唱者となつて他の区民と共に絶交の決議をなし、これをA・Bに通告した、というのである。本件について原審（水戸地裁）は、前記（1）に示した諸判例とほぼ同様に、右Cほか四名のなした村八分の通告を以て脅迫罪に当ると判断した。これに対して大審院は破棄差戻の裁判をし、「多衆が共同して為したる絶交は縦し被絶交者の人格を傷け之をして畏怖の念を生ぜしむるものとするも刑法第三十四章に規定する名誉毀損罪を構成せざるを以て其通告は常に必ずしも脅迫罪を成立せしむるものにあらずして、通告せられたる絶交が違法性を有する場合に限り該犯罪を構成するものとす。」と判旨し、その理由として

「蓋し絶交は實際上種々なる事情の下に行われ其原因も亦区々にして一定せずして背徳の行為又は破廉耻の行為に対する社交上道徳上の制裁として一般に認めらるる所なれば多衆共同の絶交か正当なる道義上の観念に出で被絶交者か其非行に因り自から招きたるものなるときは之に対して救済を与ふるの必要なく、絶交者か之に因りて被絶交者をして義務なきことを行はしめ又は行ふべき権利を妨害したる場合又は其絶交か正当の理由なきときは茲に初めて違法性を有することとなるを以て之を被絶交者に通告したる絶交者の行為は脅迫罪を構成するものとす。而して原院の認めたる事実には本件当事者間に於てはYを選挙する契約存在したるにA・Bは其約に違反し他の候補者を選挙したるを以て上告人等は之に対して絶交の通知を為したるものにして、該契約に違反したる者は之を絶交すべき旨の特約ありたることは上告人の主張する所なれば原院は上告人の罪を断するに当りてはA・Bか何等正当の理由なくして契約に違反し他の候補者を選挙したるや否や、従て此場合に於ける上告人等の絶交は道徳上に於て之を正当なりとすべきや否やを判断し、之を否定すべき場合に於て上告の人等脅迫罪を認むべきに、事茲に出でずして単に絶交の通知を為したる一事を以て上告人に脅迫罪ありと

断したるは理由の不備なる違法の裁判にして……破棄を免れず」

と述べている。この判決は前記(1)に掲げた諸判決と比べると相当の相異がある。先ず第一に本判決では村八分は名誉毀損罪を構成しないとしているが、これは明らかに後退であり、間違ひである。第二に本判決は違法の共同絶交のみが脅迫罪を構成するとし、従って適法な村八分の存在しうることを承認したという点でも後退を示していると言わざるを得ない。また本件判決は結論としても、寔に不当であると評すべきである。そして右の第一の点では、後に説くように、後の判例で改められたと見られるが、第二の点では多大の影響があったようで、その後に現われた類似事件の判例では、しばしば村八分の原因が正当であるか否かの論点が重大な問題点となっている。例えばその後の判例では「社会的感情に照らし正当と認めべき理由がないのに些少の事由を口実として……一切の交際を謝絶し生存資料の供給を絶つ旨を決定して通告することは……脅迫罪」(大正九年二月一日判決・大審院判決録二六輯九二頁―棄却、一なお大正一三年六月二〇日判決・大審院刑事判例集三巻五〇六頁―棄却もほぼ同趣旨)「社会観念上正当と認めべき理由のない村八分の決議は……脅迫罪」(昭和一四年四月二八日判決・新聞四四四二号八頁)等とされている。本件判決に示された如き「違法の村八分」のみを脅迫罪とする考え方は穂積重遠先生によって「村八分の刑法観として要領を得ている」と賞揚されているが、今日から言えば、如何なる理由があるにしても、村八分は「私刑」として違法とさるべきである。

### (3) 村八分と名誉毀損罪との関係を明らかにした例

前示(2)では村八分は名誉毀損罪にならぬとする誤った判例をあげたが、逆にこれを反論した例がある。昭和九年三月五日の判決(大審院刑事判例集一三巻二三頁―棄却)がこれである。事案は、ある町の神社の祭宿の選挙に当選したAがこれを承諾しなかったのを機とし、かねてAと感情上面白くない関係にあったB(被告人)が主唱して町民大会を催しその席上BはAを町内八分として町民との交際を断つべきことを提唱し、多数の町民と共に即時Aを町内八分に為す決議



をした上、これをAに通告した、というのである。これに対し判決は、

「一定の地域に共同生活を為せる住民の多数が相結束し正当の理由なきに拘らす特定の住民に対して将来一切の交際を杜絶すべき旨即ち所謂村八分と為すべき旨決議するか如きは、該特定人の人格を蔑視し共同生活に適せざる一種の劣等者を以て待遇せんとするものなれば、個人の享有する名誉を侵害する結果を生ずべきものなるを以て右決議か名誉毀損の結果を生ずるは勿論」

と述べて村八分の決議が名誉毀損罪を構成するという見解を積極的に示し、更に「名誉毀損罪は親告罪であるから被害者の告訴なき本件においては同罪に問い得ないが」その決議の通告は名誉に対する害悪を告知して相手方を畏怖せしめるから脅迫罪に当るとしている。正しい判決と言うべきである。

(4) 村八分が恐喝罪とされた例

先ず団則に基づく除名が村八分に類するとして恐喝罪とされた例がある。それは昭和三年八月三日の判決（大審院刑事判例集七巻五三三頁―棄却）に示されている。その事案は、ある村の壮年団員のAが数年前に不徳の行為をなし、戸主連と紛争を生じたため、壮年団から除名されていた、この紛争はその後和解で解決したので、除名継続の理由はなくなっていたが、団員等は依然としてAを除外し、団員のこれと交際することを禁じていた、ところが団員のBほか二名がAに雇われ薬草の採取に従事し、CがAの許に薬草を搬入した、そこで壮年団長Dほか三名（いずれも被告人）は何らかの処置をとる必要があるとし、団員六十余名をクラブに集合せしめて、その面前でBほか二名に対し、壮年団より除名し且つ団員と一切の交際を断つべき旨脅し付けた後、団則に違背したとして五円乃至二円を団長に交付せしめ、Cに対しても除名の上述の団員との交際を断つべき旨申告して脅迫したというのである。本件において弁護人は、壮年団の規約に、団則に違背した団員に対してはこれを除名し又は罰酒料を交付せしめる旨の規定があり、被告人等の行為はこれによつたものすぎないと抗弁したが、判決は

「多衆人相集り共同の福利増進の目的の下に団体を組織し更に該団体の綱紀維持の必要の爲団則に違背したるものに対し爾後団体の事業に関与せしめざる趣旨の除名を爲すことは所謂団体の自衛権として敢えて咎むべきものなきこと勿論なれども右除名の内容にして前記の如き自衛権の範圍を超え徒らに他人に苦痛を加ふるものとせんか其の不当なることを俟たず。然るに今前記認定の本案被告人等の判示各被害者に加へ又は加へんとしたる除名の内容たるや団員総ての者をして除名者との一切の交際を断たしむるものにして除名者の人格を蔑視し其の名譽を毀損すること甚しきものと謂ふべく而かも其の理由たるや単に被害者等か団員除名者の爲雇われ其の勞務に服したること又は他人の委託に依り除名者方に物品を搬入したること等の些々たる事にして、彼の重大なる背徳行為ありて除名除名者をして前記の如き苦痛を蒙らしむるも其は自ら招けるものとして甘受すべきか至当なりとの判断を許すべき程のものに比すべくもなし、然らば被告人等の前示本案所爲の除名なるものは所謂不法の害惡の通知たることを勿論にして、恐喝罪の成立すること明らかなり」として、本件は団則に除名の規定があるとしても、その除名の内容が、一切の交際を断つという如き村八分的のものであるときは、人格を蔑視し、名譽を毀損するものとして違法となることを明らかにしている点で、人權の尊重を強調する優れた判決と評さるべきであろう。

その他、村八分又は村八分の継続を通告して他人を畏怖せしめ、不法に財物を交付せしめた者を恐喝罪として処断した例もある。昭和二年九月二〇日の判決（大審院刑事判例集六卷三六一頁—棄却）がこれである。

(5) 村八分が民事事件の不法行為とされた例

それは大正一〇年六月二八日の判決（大審院民事判決録二七輯二二六〇頁—棄却）で、村八分が不法行為として民事上の損害賠償責任を生ぜしめる場合のあることを示す注目すべき判決であると言える。その具体的な事案はかなり複雑で、多くの論点を含んでいるが、その主要な部分を摘記すると次の如くである。ある村のある区で、郡費および村費の補助をうけて公道を開設することになったところ、Aがその所有地二十間ばかりを道敷に提供することを肯じなかつたため、他の箇所は工事が落成したが、この部分だけ工事に着手することが出来ず、結局竣工期間を経過したため郡費の補助が取消さ

れてしまった。そこでBほか六名(いずれも被告・上告人)が中心となって区民集会において、「Aを在来の区民とせず、従って今後村中各祭典は勿論、宇有財産に付いても関係せしめず、檢山株券もAの分は無効とする」旨の決議を行つてこれをAに通知し、またBほか数十名の申合規約書において「Aと同一歩調を執る者は親族関係あると否とを問わず区内の人はこれと交際することをゆるさず」などと定め、更に水車業を営むYに対し「A方の米麦の搗摺を為すべからず、若し依頼を受けるならばA同様組外つしにする」と通告した。そこでA(原告・被上告人)がこれを不法行為として損害賠償を請求したのに対し、判決は

「上告人等は……部落民中数多の者と協力同盟して絶交し以て被上告人の社交上活動し得べき自由を妨げ且被上告人を社交上より排斥して其社会より享くべき声価を受くることを得ざるに至らしめたるものと謂ふ可く其行為は即ち故意を以て被上告人の自由及び名譽を書したるものに外ならざるを以て民法第七百九条及び第七百十条の規定に依り不法行為を構成し上告人等は眞實に任し之か爲めに被上告人の受けたる精神上の損害を賠償することを要するは当然なり」

と判示し、更に被上告人が所有地を道路敷に提供しなかつた行為が協調的でないという上告人の抗弁に対し、上告人等の行為が不法行為であることは「被上告人の性行の善悪、其の部落に於て執りたる行動の当否如何に拘わらざるもの」とし「縦令所論抗弁事実の如き道路開設の計画に対し、被上告人の執りたる行為其当を得ざりしとするも」なお不法行為の成立を認むべきであるとしている。このように被絶交者の性行の善悪や行動の当否に拘らず、村八分は不法行為を構成するといふ考え方は、民事と刑事との違いがあるとはいへ、前示(2)に掲げた判例の見地と根本的に相違すると言わねばならない。そして上に述べた如く(2)の判例を賞揚された穂積重遠先生が本件については「本件の如きは被絶交者が其非行により自ら招いたもので判旨は不当である」と評されるのも自然であろう。しかし今日から見れば、この判例の見解はまさに正当であると言える。本件における被絶交者の執つた行動に対しては、おのずから他にこれに対処すべき方策が

考えらるべきであつて、村八分をもつて対処するのは違法であると言わざるを得ない。

① 穂積重遠・判例百話一三七頁。

② 同上・一四〇頁。

### 三 現行憲法下の判例について

現行憲法発効後、村八分についての最高裁判所の判例は、後に述べる如く、一件が目につく程度である。そこで下級審における幾つかの判例も併せて検討したいと思う。これらの判例は、一般的に言えば、大審院時代の判例からかなりの影響をうけているとみられるが、その一部は現行憲法の精神に立脚した新たな見解と認められるものである。

#### (1) 村八分が脅迫罪とされた例

これはかなり多くの例があるようである。例えば昭和三〇年一月一日山口地方裁判所判決（人権擁護局報一五号七〇頁）では、被告人等数名がかねて選挙その他につき感情の融和を欠いていたAほか四名を村八分にすることを共謀し、A等五名を除く残余の部落民二十四名を集め、これを煽動威圧或は懐柔して満場一致A等と冠婚葬祭等一切の交際を絶つ旨の決議をなさしめ、この旨をA等に通告した、という事案について、脅迫罪として被告人等のいずれもに対し懲役三ヶ月（執行猶予一年）を科している。また昭和三二年三月七日古川簡易裁判所判決（人権擁護局報一四号二二〇頁）でも、ある部落で町村合併問題で意見が対立した結果Aほか十二名（いずれも被告人）がBほか四名を村八分にすることを申合せ、これを通告したという事案について、被告人十三名に対し脅迫罪として二千円ないし千円の罰金を科している。これらは典型的な村八分事件で、その原因の当否を問うまでもなく、無条件に脅迫罪を以て処断されたのは正しいと言ふべきである。この種の地裁・簡裁の判決はこの他にも多くあるであろうと想像される。

高裁の判例では昭和二九年三月三十一日の福岡高等裁判所判決（高等裁判所刑事判例集七卷二号二二七頁—棄却）がある。その事案は、二二世帯からなる或る部落でA・B・C・Dの四名（いずれも被告人）が、かねて部落の共同事業に協力せず部落の平穏をみだすものとして憤まんを感じていたE等四名に対し、供米補正割当てに関連してこれを仲間はすしにすることを企て、E等四名を除く十八世帯をA方に糾合し、Aの主唱、B・C・Dの同調により、E等四名と冠婚葬祭屋根ふき替税金の集金等一切の交渉を遠慮する旨の申合せをした、というのであって、第一審（熊本地裁宮地支部）はこれを脅迫罪としてAに懲役三ヶ月、Bに懲役二ヶ月、C・Dに各懲役一ヶ月（いずれも一年間執行猶予）を言渡した。本件で高裁も右の第一審判決を支持した。その理由として判決は、本来右の四名に対して交際をなすかどうかは被告人等個人の自由であるが

「原判示のように被告人等が右四名を除き被告人等を含む部落十八世帯を糾合し、全部落結束して右四名に対し上叙冠婚葬祭等一切の交際を断ち仲間外しにすることは、右四名の自由及び名誉を毀損する害悪に該当し、斯る交際断絶の申合せを為すことはもはや被告人等の自由権の範囲を逸脱し、許容されない」

と述べている。なお本件控訴趣意書において「害悪の通告」が無かった旨が主張されているのに対し、判決は「全部落民集会の公開の席上で共同絶交の申合せをなし、従って部落居住者一般に右申合せを周知させる状態に置き、なお現に絶交者が右申合せの内容を聞知したとき」は通告があったとみてよいと判示した。これは前述（二）の（一）で示した大正十三年一月二十六日の大審院判決と同趣旨であり、正しいと言わねばならない。更に本件判決は、控訴趣意書において、被絶交者側に絶交を正当化する非行があったと主張されているのに対し丁寧に答えているが、その中で（イ）「部落に対して不利益な言辞」とされるのが「供出米割当についての意見」であって何等非道義的なものでないこと、（ロ）被絶交者中三名について、同部落の共同事業に非協力の点があるが、それぞれ斟酌すべき事情があるときは、社会通念上共同絶交を正当化する非行とは認められないこと、をそれぞれ説示している。かくて本件では、あらゆる村八分を違法とする見地は

現れていないとはいへ、論旨の論理的帰結としては、村八分を正当化する如き被絶交者側の「非行」は極めて稀有であることが示されていると言える。

次に最高裁判所昭和三十三年七月三日決定の事件がある（人権擁護局報一八号二七頁）。これは昭和三〇年五月一七日神戸地裁で無罪の判決があり、これに対する検事控訴により昭和三十三年九月一三日大阪高裁で破棄自判の有罪判決（高等裁判所刑事判例集一〇巻七号六〇二頁）があり、更に最高裁に上告され、上告棄却の決定がなされたものである。その事案はかなり複雑であるが、要点は次の如くである。ある町の一〇の部落内の居住者の大部分である一〇三名を以て組織し、組合員共有の山林を管理経営することを目的とする任意組合たる山林管理組合があった。昭和二十五年一二月頃、この組合総会は、二町歩以上の自作山林を所有する組合員はその山林の下草および松茸の採取権を組合に対し無償提供すべき旨を決議したが、これに該当する組合員A等五名はこの決議に従わなかったため、同年一二月および翌二六年二月に行われた組合の利益金および家庭用薪炭用材の分配に際し、分配から除外された。そこでA等五名は同年六月組合を相手として配当金等請求の訴を提起し、その訴訟係属中の二七年九月に組合員共有の山林地上の松茸および下草中右五名の持分に応ずる分の処分を禁止する旨の仮処分命令を得、翌日その執行をした。これを知った被告人等（組合執行委員八名・同班長九名・組合員三名計二〇名）は同日夜執行委員班長会議を開き、「組合員はA等五名に対する報復として同人等およびその家族達とは共同絶交をすること、各役員は各自の隣保に帰って組合員にこのことを伝え、その同意を得た上、右の五名の居る隣保では同人等に対し共同絶交を通告すること」という申合せをし、これを実行したのである。

右の事実に対し神戸地裁は(イ)右の会議は組合の意思として決議ないし申合せを行ったとは認め難く、単に各隣保に帰って隣保員と相談の上交際を遠慮するという漠然とした話合いが出来ただけで、しかも強制的なものではない、(ロ)A等五名の居る隣保では隣保員の相談の上隣保としての附合いを止めるという通告がなされたが、組合員全員の意味による共同絶交

という強い通告ではない、(イ)本件は隣保内の共同絶交であるが、隣近所十軒位の者の間で共同絶交の通告をしたとしてもそれは個人間の絶交通告が犯罪とならぬと同様、何等犯罪性を認め得ない、という見地から無罪を宣告した。これに対し大阪高裁は、ある地域における多数者が、結束して特定の人に対し村八分の決定をし、これを通告することは、相手方「集団社会の平和を乱し、これに適応しない背徳不正不法等があって、この通告に社会通念上正当視される理由があるときは格別、しからざる限り」脅迫罪を構成するのであって、「その集団社会の地域の広狭、居住者の多寡によって犯罪の成立が左右されるものではない」と判旨し、更にこれを詳論して

「本件のような農林産部落あるいは隣保は、その地域は必ずしも広くはなく又居住者も多くはないが、その居住者による集団社会の交際関係は却って緊密度が高く、このような関係から除外されることから受ける前記自由及び名譽に対する脅威は、より深いものがあるということが出来る。従ってこの協同生活圏内から除外する旨の通告が、少数者間に行われたことだけで、脅迫罪の成立を否定する理由とするには足りない」

と説き、役員会議参加者は共犯者、各通告に加担した者は犯罪実行者、としてそれぞれ責任があるとし、二名に懲役六ヶ月、三名に同四ヶ月、二名に同三ヶ月、一名に同二ヶ月、残り十二名に罰金六千円ないし五千円（いずれも二年間執行猶予）の刑を言渡した。そして最高裁の棄却によりこの刑が確定したわけである。本件において第一審が十軒位の隣保の共同絶交通告を個人の絶交通告と同一視したのは、甚だしい過誤であったと言わざるを得ない。前に述べた如くすでに昭和一七年九月九日の大審院判決で隣組における共同絶交の通告を脅迫罪とした例もある。本件高裁判決が結論として正当であることは言うまでもない。なお判決は、A等五名のなした仮処分執行に対する報復としての本件村八分は社会通念上正当と認められず、A等の執った処置に対抗するには法的手段に訴える等の方策によるべきであったと説示するが、まさにその通りで、A等の執った処置が間然するところなき権利保全の法的手段であったのに対し、組合役員たる被告人等は

前近代的な所にとどまる愚をおかしている。ただ、全組合役員を含む二〇名——それは組合員の二割に及ぶ——が前示の如く相当重い刑に処せられたことよって法律的には一応本件の村八分事件は終結したわけであるが、実際問題としてはこれよってA等五名と他の組合員との間の溝が却って深められはしないか、という疑問が残る。本件の如きはこのような段階に立ち至る前に、和解がなされるべきケースであったと言えよう。

(2) 会則による除名が村八分とされなかつた例

これは名古屋高等裁判所金沢支部昭和二七年九月二四日判決（高等裁判所刑事判例集五卷一—号一八三二頁—破棄自判）に示されている。事案は、ある村で数十年前から一定年令の青年全部が原則として入会する慣習となつてゐる青年会があつたが、その中でダム建設計画に対する賛否の対立が生じ、その間に新年会に際して少数派の軽微な暴行事件があつたのを機として、多数派が四名の少数派を除名した、というのである。第一審（金沢地裁）はこれを村八分の一種とみて主謀者を脅迫罪としたが、高裁はこれを破棄し、次のような理由で無罪を宣告した。

「……会員多数の意思をもって会則に定める除名事由に該当する者と認めたる者に対して行ふ除名の処分自体は、他にこれに附帯して被除名者との公私の交際を絶止するなどの申合せを行うとか又は同処分の効果として当然右同様の社会的不利益を被除名者の生活利益に及ぼす部落慣行が存在し、且つ除名の処分を行う者において同慣行による不利益を被除名者に被らしめようとする意図又は認識をもつて行動することの場合でない限りは……脅迫罪を成立せしめるに足らない」

一定年令の者が原則として加入する慣例のある或る団体からの除名は、實際上村八分である例もあるが、本件の場合はそれが立証せられないというのであるから、単なる除名に止まると言うべきであらう。ただこういう場合にも「名誉毀損罪の成立する場合のあることはこれ自から別個の問題である。」という点を本件判決が指摘しているのは周到であると言えねばならない。



## (3) 村八分が民事事件の不法行為とされた例および和解の例

先ず東京高等裁判所昭和二七年五月三〇日判決（下級裁判所民事裁判例集三卷五号七三〇頁―破棄自判）が注目される。事案は、四十五世帯からなるある部落で昭和二二年度産米の供出につき、Aが七斗の超過供出を要請されたのに対し二斗以上の供出を頑強に拒否したので、部落会長B、部落役員Cほか三名（以上五名が被告・被控訴人）を始め合計三十四名が集会して全員一致A（原告・控訴人）を「部落省き」として一切交際しないことを決定し、これをAに通告すると共に部落内に周知させ、また村役場にも通知したというのである。殊に本件では、村長および村会議員選挙の際に、Aおよびその家族三名の投票所入場券が部落連絡員から村役場へ返戻され、村役場では、役場使丁に命じてこれをA方に交付しようとしたところ、これも返戻されて結局交付することが出来なかった事実がある。Aは五万円の賠償金と謝罪広告を要求した。これに対し判決は、部落の地域内に生活する住民が好むと好まざるに拘らずその構成分子となるというのが部落という共同団体の特色であるとした後に

「この地域的共同団体こそ人類の社会生活の基盤をなすものであって、その一員として社会生活を営むことは人類の奪うことの出来ない権利であるといふべく、従つて法の正当なる手続を経ないで単に住民多数の意思を以て他の住民からこの権利を奪ひ、または極端に制限し、ある意味における追放処分に附することは許されないことである。もつとも、右地域の一住民が他の住民と交際しないことはその好むところに従うものであって自由であるであらう。しかしながらいかなる理由あるにもせよ、一部落四十五世帯中の三十四世帯という絶対多数の住民が共同して右部落の一世帯に対し村または部落のことに關しては何らの交際をしないことを決定し、右決定を実行することは、部落なる共同団体の自治的になし得ることの範囲から逸脱するものであって、その動機が控訴人の供出不協力に基因し控訴人の反省を求めらるにあつたとしても、右事實は右共同絶交の決定並びに実施を正当化するに足らぬものといふべきである。何となれば、かかる共同絶交なるものは、当該部落内における追放処分であつて、かかる処分が排斥された住民の社会的評価をいぢるしく傷け、その名誉を害することは説明をまたないところであり、法の正当なる手続によらずしてかかる重大なる利益剝奪の行為をなし得ないものであることは法治主義の重大なる要請であるからである。」

として第一審判決を破棄して不法行為の成立を認め、被告等は連帯して一百万円の損害賠償をなすべきことを命じた。本件判決は、部落における生活を不可侵の権利とする立場から、「いかなる理由があるにしろ」村八分は名誉毀損として不法行為であり、「法の正当な手続によらずしてかかる重大な利益剝奪の行為をなし得ない」ことを明らかにした点で、現行憲法の精神に合致する優れた判決と言うべきである。本件においては控訴人Aの側に、供出不協力という非行があると察せられ、その反省を求める必要もあつたと想像されるが、その手段は他の方策に依るべきであり、村八分を以てこれに対処することは許されない。ただ判決は、Aの側に反省を要する点もあると考へたからであろうが、謝罪広告の要求を、その必要なしとして拒否している。

次に昭和三〇年三月一日高松地方裁判所丸亀支部判決（人権擁護局報一七六頁）の場合は、当該村八分が不法行為であることを認め乍ら、結局、和解により損害賠償請求権の拋棄があつたものと認めた珍しいケースである。すなわち、全戸数八〇戸のうちその大半の六〇名が日本農民組合組合員である或る村において、昭和二二年二月頃、組合員であるAが同じく組合員であるBほか三名に対して小作地の返還方を請求したため、組合総会において「Aを除名し、今後労力および機械器具の提供その他一切の協力をしない」旨の決議が行われ、それが実行されたが、Aは昭和二六年春頃高松法務局人権擁護部に救済の申立を行い、翌二七年三月同部の事務官の立会の下に和解が成立した、しかしその後Aおよびその家族五名（いずれも原告）は、B等四名（被告）のために精神的苦痛を被つたとして損害賠償の請求を行ったのである。判決は、被告等は原告一家の人権を侵犯したものととして不法行為の責任があると論じ、しかし和解により原告は賠償請求権を拋棄したと解すべきだとして原告の請求を棄却した。和解後に不法行為による賠償請求の訴訟を提起することは常態としては考えられないことであり、何か特段の事情があつたかとも思われるが、判例にあらわれた限りの状況では、判決は当然とせらるべきである。

X X X

以上、現行憲法下にあらわれた村八分に関する判例を通覧すると、旧憲法時代とはかなり変った傾向が窺われると言わなければならない。殊に前示(3)の中で述べた昭和二七年五月三〇日の東京高裁の判決の如く、村という共同団体の中で生活することを不可侵の人権と考え、従って「如何なる理由があるにしろ」村八分は違法である、という考え方は、旧憲法時代には見られなかった徹底した人権尊重の思想を背景にしていると言える。また村八分を正当化する被絶交者側の非行がある場合は違法とならない、という旧憲法時代からの伝統的立場を維持する判決でも、前示(1)の中に掲げた昭和二九年三月三十一日の福岡高裁の判決の如く「部落の共同事業に非協力の点があったとしても、それについてそれぞれ斟酌すべき事情があるときは、社会通念上共同絶交を正当化する非行とは認められない」という考え方をとれば、通例の場合何ほどか斟酌すべき事情があると思われるから、実際問題として、村八分が違法とされない場合は殆んどなくなるであろう。更に科せられた刑についても、概括的に言って相当重くなっていると言えるようであり、また判決自身で名誉毀損罪の成立を示唆するもの(前示昭和二七・九・二四名古屋高裁金沢支部判決)があるのも注目せらるべきである。

このように、判例の一般的傾向として村八分が強く制圧されるのは、人権尊重の精神の現われとして喜ぶべきであると言わねばならない。しかし乍らなお問題がないわけではない。それは、個人的な絶交が集積して實際上村八分と同様の客観的状況があらわれる場合があるからである。或る人に社会的に批難せらるべき非行があり、それに対して多くの人達がそれぞれ個人的に交際を絶っている場合があるとしても、そこに共同的な申合せおよび通告がない限り、法的には放任せられる。それは非行に対する自然発生的な社会的報復としては認せざるを得ないからである。問題は、かかる非行のない場合——もっと一般化すれば、何等の正当な理由のない場合に、個人的絶交の集積という形式において、実質的な村八分の行われるケースが現われることである。これに該当する有名な事件としては、昭和二七年五月六日施行の静岡県参議

院議員補欠選挙において替玉投票が行われた事実を、ある高校二年の女子学生が朝日新聞静岡支局へあて本名で投書し、それに基いて多数の村人が所罰されたのに対して、その女子高校生一家を対象として生じた村八分がある。これについては

「事實上、検査をうけた者の宅に連日部落民が寄り集まり、部落民と少女の家との絶交状態が発生し、少女一家と密接な交際者は圧倒され、農具の貸与や農家相互間の日雇も禁せられ、はては少女の両親の離婚を実現せしめようとするなどの事態が発生した。……村の人にあいさつしても横むいてしまふ、田植の手伝に毎年来ていた者は、部落民の誤解をとくようつとめたが、誤解をといてくれそうもないので今年の手伝うことができないと断ってくる……」

などと報告せられ、多分に村八分の様相が窺われるのであるが、当時の北川静岡地方務局長の発表によれば「自然発生的に形づくられた絶交状態」とされている<sup>①</sup>。おそらく決議とか申合せがあったという証拠がないからであろう。しかし本件の場合、非は明らかに選挙法違反を行った村人達の側にある。被絶交者の側に非行があり、これに対して自然発生的に絶交状態が生じた場合一応は放任されるが、これとても被絶交者の非を改めさせた上での和解による解決が望ましい。況んや、非が村人達の側にある場合は速かに絶交状態を解除せしむべきである。その方策は、結局、人権意識の高揚に待たねばならない。

① 海野普吉・森川金寿・人権の法律相談二八〇頁。